

出席停止について

保護者様

末広幼稚園

お子様の病気は、学校保健法に第19条に基づき、他の園児にうつる恐れがある間は、登園できないことになっております。出席停止の期間は次の通りです。この期間が過ぎてから、医師の登園許可証明書をもって出席させて下さい。この期間は、欠席とはみなしません。

- ①インフルエンザ…………… 発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで
- ②百日ぜき…………… 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
- ③はしか（麻疹）…………… 熱が下がってから3日経過するまで休む
- ④おたふくかぜ…………… 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発症した後5日を経過し、かつ、全身状態（流行性耳下腺炎）が良好になるまで
- ⑤風疹…………… 発疹が消えるまで
- ⑥水ぼうそう（水痘）…………… すべての発疹がかさぶたになるまで
- ⑦プール熱（咽頭結膜炎）… 症状が消えてから2日経過するまで
- ⑧結核…………… 医師により感染のおそれはないと認められるまで
- ⑨O-157…………… 医師により感染のおそれはないと認められるまで
- ⑩流行性角結膜炎…………… 医師により感染のおそれはないと認められるまで
- ⑪RS ウイルス感染症…………… 呼吸器症状が消失し、全身状態がよくなるまで
- ⑫マイコプラズマ感染症…………… 解熱し、激しい咳が治るまで
- ⑬ヘルパンギーナ…………… 全身状態が安定しており、普段の食事が摂れるなら登園可
- ⑭手足口病…………… 医師により感染のおそれはないと認められるまで
- ⑮溶連菌感染症…………… 医師により感染のおそれはないと認められるまで
- ⑯感染性胃腸炎…………… 嘔吐・下痢症状が軽快し、普段の食事が取れるようになるまで
- ⑰髄膜炎菌性髄膜炎…………… 医師により感染のおそれはないと認められるまで。
- ⑱法廷伝染病（赤痢等）…………… 医師により伝染のおそれがないと認められるまで

……………キリトリセン……………

登園許可証

_____組
園児名 _____

右の感染症（ _____ ）により、 _____ 月 _____ 日より _____ 月 _____ 日まで治療していましたが、他への感染のおそれはなくなりましたので、登園できることを証明します。

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 医師 _____ 印